

平成18年3月17日（金）議事日程

開 議（午後1時30分）

日程第1 議案第43号 平成18年度太良町一般会計予算について

午後1時31分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんこんにちは。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 議案第43号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議案第43号 平成18年度太良町一般会計予算についての議事を継続いたします。

3月16日、本会議5日目に引き続き、平成18年度太良町一般会計予算についてを審議いたします。

歳入全般の質疑に入ります。

第1款. 町税、27ページから第20款. 町債、54ページまでを審議いたします。質疑の方ありませんか。

○14番（木下繁義君）

予算書の33ページ、歳入ですけど、これが昨年は保育所保護者負担金が1件、ある程度未納があっていたようでございますが、その結果の報告を求めたいと思います。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

現在、その1件の未納の方が鹿島市に住んでいらっしゃいます。3遍ほど訪問をいたしました。留守で、16年度に30千円納めていただいただけで、現在、あと残りの270千円が残っておりますので、また年度末に訪問調査等をいたしまして、納税相談といいますか、分納でもいいということで、徴収に回りたいと考えております。

以上です。

○14番（木下繁義君）

あえて質問いたしますが、現在において何回訪問されましたかですね。そして、本人とお会いになったか、その点はどうですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

平成16年度に2度お会いしてから、その後、17年度の3回の訪問では本人には会えており

ません。

○14番（木下繁義君）

次に、この住宅使用料について質問いたしたいと思いますが、昨年、2件ほど入居者の未納があっていたと思いますが、これの内容状況をお願いいたします。

○建設課長（岩島正昭君）

お答えします。

町営住宅の滞納でございますけれども、昨年度6月以降の未納が145,600円ございました。この分については、本人が病気等で入院しておるということで、分納手続をとりまして、今月いっぱい、あと18千円徴収で全部完納となります。

以上でございます。

○7番（恵崎良司君）

29ページの軽自動車税のところですが、現年課税分ということでここに出ておりますが、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊車、二輪小型となっておりますけれども、この原動機付自転車、875台分の889千円となっております。これは私の間違いか知らんのですが、原付は大体1千円ですから、875台分やったら875千円じゃなかとかなと私、素朴に思ったとすけれども、何かこれは区分が、最後に二輪小型で載っておりますけれども、ここの辺の種類は、これは原付の中には、例えば、90ccとか125ccなんかもこれは入っておるとですかね、875台の分には。その辺の区分けをちょっと、はっきり私もようわからんものですから、説明をお願いします。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

原動機付自転車の分類が、50cc以下が1千円でございます。そして、50ccを超えて90cc以下が1,200円、90ccを超えて125cc以下が1,600円、そしてミニカーが2,500円ということで、これは四つに分類がされており、それをひっくるめて原動機付自転車ということで、そういうことになっております。

以上でございます。

○7番（恵崎良司君）

大体わかりましたけれども、これは予算ですけれども、ことしの4月1日時点での50ccまでの原付と90ccですか、それから125cc以上やったですかね。その台数はどのようになっていますか。

○税務課長（桑原達彦君）

それは決算見込みということでしょうか。（「1日時点での実績のあれで」と呼ぶ者あり）1日時点。（「そうか、まだ4月なっとらんか」と呼ぶ者あり）はい。（「済みません」と呼ぶ者あり）

一応決算の見込みで、若干の移動はあるかもわかりませんが、補正の時点で上げておりましたけれども、50cc以下が 830台、50ccから90ccが40台、90ccから 125ccが9台、ミニカーが1台、二輪小型—— 250cc上ですね、二輪小型が73台の決算見込みを考えております。

○7番（恵崎良司君）

わかりました。

ミニカーというと、これはどがんとですかね。

○税務課長（桑原達彦君）

町内に1台しかありませんので、1人乗りのやつがあると思うんですよ、1人乗りの車の原動機付の。（発言する者あり）1台、はい。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○13番（下平力人君）

たばこ税について、ちょっとお尋ねをしますが、今、禁煙を叫ばれる中で税金がちょっとふえておるわけで、これは税金ですから、非常に税収ですからもいいことですが、実際、喫煙者がふえたのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

たばこ税につきましては、前年度予算より若干増額ということで予算を計上しております。これにつきましては、たばこ消費税の法改正が、ことしの7月1日からたばこ税が上がります。今、普通のたばこにつきましては1本当たり約2.9円なんですけれども、それが約3.2円に上がります。その分について上がりますから、予算も増額をしております。

本数については、もう毎年ずっと減る傾向でございます。その傾向はずっと続いております。

以上です。

○13番（下平力人君）

そしたら、上がったというのは消費税の分ですね、大体見込みとしては。

○税務課長（桑原達彦君）

消費税が値上がりする分がプラスで、それで本数が減る分もあります。トータルで若干のプラスということで計上しております。

○16番（中溝忠喜君）

ただいまの町税関係ですが、27ページ、ここに個人関係で滞納分が7,053千円、それから28ページに固定資産関係で滞納繰り越しが43,988千円、それから軽自動車関係、これが1,485千円というふうに、大体トータルを出しますと53,000千円近い状況になっておりますが、参考として、国保税の滞納はどのくらいになっておるのか。17年度、概略でよか。

○税務課長（桑原達彦君）

17年度については途中でございますが、一応2月末現在の国保税の——2月末ですから、まだ3月分が入っていませんので……（「よか」と呼ぶ者あり）よかですか。

○16番（中溝忠喜君）

これは国保関係が、大体私の確認では16年度が35,000千円ぐらいあるわけですよ。それで、17年度は恐らく37,000千円ぐらいなるんじゃないかなろうかというふうに思うものですから、それで町税関係と国保関係とトータルすれば、もう既に90,000千円近い、八千七、八百万円滞納額があるんだというような内容になってきているんですよ。ところが、16年度は町税関係が47,780千円、そして国保関係が35,109千円というようなことで82,889千円、約83,000千円ぐらいなっておるわけですが、これを見て私は、15年度は大体この町税関係が45,000千円でとまっております。そして、15年度が45,000千円で、16年度は47,000千円なんですよ。約1,000千円ぐらいの滞納があっておるわけですたいね。ところが、17年度に来れば、ここにもう既に47,000千円という大台に乗っておるものですから、これは大変な問題だというふうに考えておるわけですたいね。

そこで私は、今、国保関係の確認をしたわけですが、もうこれがトータルで88,000千円ぐらいの滞納額になると。非常に厳しい状況にあるものですから、その上、一方、滞納はふえていくのに対して、不納欠損額というものはまたどんどんどんどんふえているわけですよ。私トータルをとってみて、14年度は不納欠損額がトータルで、これはわずかなものですよ、1,650千円ですたい。ところが、15年度になると10,617千円ですよ。16年度が9,434千円というふうになっておりますが、17年度になれば、またこれが伸びるんじゃないかなろうかというふうに思うものですから、税金は滞納するわ、おまけに不納欠損額は上がってくるわ、これは非常に厳しい問題だというふうに受けとめるものですから、やはり議会として、このことは住民全部が不公平のないような税の徴収をすることが税務課長の最たる使命なんですよ。やっぱりそういった自覚をもって、覚悟で取り組まんと、この問題は桑原課長になった17年度は非常に伸びておるものですから、滞納額と、それから不納欠損額が。この辺を考えると、そのまま穏便にしておくわけにはいかんわけですたい。

それで、これをこのまますれば、これはもうウナギ登りに上ってくるものですから、それで不納欠損額をとめるためには、時効中断の措置に値する徴収の方法をやらんといかんと思うわけですよ。ところが、課長の不納欠損額の落とし方として、行方不明だ、倒産だ、あるいは時効なんだというようなことを上げられておるわけですが、そういうようなことをやっぱり、倒産とか行方不明ということはどうにもならん。これはもう不可抗力に等しいわけですから。しかし、時効というのは、その対応をすることによって、それが埋められるわけですから、その辺をどう考えているのか。厳しい財政事情の中にあるわけですから、これはもう徹底して取り組まばいかんと思うわけです。

それで、私は率直に言って、税務課長というのは徴収率をいかにして上げていくのかと。

これはもう税務課長の実績なんです。これによって、税務課長のよか、悪かの評価ができるんじゃないかというふうに思うものですから、この実績を上げることが最大の使命と思うわけですが、どういう決意なのか、覚悟なのか、その辺を確認したいと思います。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

まず、徴収率の問題でございますが、議員御指摘のとおり、16年度の決算では、一般会計分で約47,000千円、国保分が35,000千円、計の約82,000千円ほどの未納がございます。それで、徴収率については全体で 91.95%ということでございます。

それで、徴収率の 91.95%はどういうレベルのものかということで、ちょっと調べてみました。それで、県内の市町村の収納率等を参照させていただきましたけれども、一応太良町の収納率については、今、県下の35市町村の中で上位から8番目ということで、県内ではいい方かなというふうに認識をしております。

しかし、毎年、現年分の徴収率が 100%でない限り、必ず過年度分に積み重なっていきます。そしたら、滞納繰越分がふえていきます。それで、特に19年度においては、税源移譲の関係で、住民税が今現在より約 1.5倍ほど上がる予定でございます。そうした場合、同じ徴収率で徴収をしても、結果的には未納の絶対額はふえていくというふうになりますので、その分については、一般質問のときにお答えいたしましたように、税源移譲に伴って、当然住民税の関心が高まって、その比率が上がるものですから、その分については今以上の徴収を心がけていかなければならないというふうに考えております。

それで、議員御指摘の17年度の分についてはまだ出ていませんので、私が17年4月から来て、いろいろ努力をやっていきますけれども、最終的にどうなるか、まだ私もつかんでおりませんが、17年度におきましては、実績といたしまして、県税との合同徴収を12月に行いました。夏の特別徴収も行っております。町外の特別徴収も行っております。年末年始の、全課長に御協力いただいて徴収を行っております。滞納者の財産調査につきましては、11月から12月にかけて、20名の方の預貯金の財産調査を行い、差し押さえにつきましては、一般質問のときにお答えいたしましたけれども、5件ほど準備をいたして、最終的な催告をいたしました。それで、2件については、最終的に差し押さえる前に納付の誓約をしていただきまして、時効を中断しております。あとの3人については、どうしても財産がないということで、ただいま留保している状況でございます。

そういうことを17年度に行っておりますけれども、今後につきましては、未納額をできるだけ縮減して、徴収率の向上を図らなければならないと。そのためには、当然我々関係職員が努力が必要でございます。また、税務に限らず、滞納者はほかの使用料等も重なっておる部分がたくさんあります。そういう部分で、なかなか解決するのが難しい事案もたくさんございますので、これらの関連する情報を一元化させて、全庁的な組織体制を構築したいと

ということで一般質問にお答えをしたわけですけれども、そういう徴収体制をつくるだけではいけないと思っております。議員御指摘のとおり、徴収率を上げて、未納額を削減するためには、その徴収体制とともに、財産の差し押さえを初めとして、滞納整理に向けた法的な強制措置も辞さない、毅然たる姿勢をまず示すことが必要じゃないのだろうかというふうに考えております。

そのためには、滞納整理に関する幅広い知識が、果たして今まで太良町の税務サイドにあったかということ、なかなか満足するまでもなかったんじゃないかと、率直に反省をしております。それで、そういう専門知識を持った職員を一日も早く育成することが急務であると、私は今、非常に考えております。

以上でございます。

○16番（中溝忠喜君）

それは今、客観情勢からいって、非常に地方の不況は年々、都会の方は景気は上向きに向いているというような、そういう不況脱却宣言を国自体がしておりますけれども、地方の実情というのは、もう本当ひど過ぎるぐらい、戦後はいろいろ仕事があったけれども、今は仕事をするにしてもないというような不況なんですから、戦後と比べた場合にも、非常に厳しい、深刻な不況だというふうに受けとめておるわけですよ。そういうような客観情勢もあることですから、非常に徴収ということも至難のわざだということは考えておるわけ。そしてまた、県全体の状況、あるいは国全体の状況を見ても、太良町の徴収率というものは低いとは思っておらんわけ。非常に伝統的に努力をされてきたという、その実績も認めておるわけ。しかし、そういったことを言いよれば、住民の中から不公平がますますふえてくるわけですから、担当課長として、そういった問題じゃなくして、やっぱり前向きで、自分が徴収の陣頭指揮者として取り組んでいくぐらいの覚悟がないと、非常に難しいと思うわけですよ。

というのは、私もあの商売をして、そして戦後のいろいろな金銭的に厳しい中で徴収をやってみて、自分が働いた金が取れない時代が相当あったわけですよ。それで、私は若いころ、これは金を徴収して集金するのは働くより厳しいぞというような、そういうような体験をしておるものですから、徴収というものがいかに難しいかということも十分わかっております。しかし、やっぱり熱意を持って、足を運んで、課長みずからがその気になれば、取れない金も取れてくるようになるわけですよ。そういった姿勢を積み上げて実践していくというところに、やっぱり徴収の貫徹ができる。100%取れとは言いませんが、やっぱり格差がないようなやり方で持っていけないと、大変な結果になりはしないかというような危惧をするものですから、それで、課長みずからがひとつ貫徹精神を発揮して、やっぱり本部長となってやるぐらいの決意をさらにお願ひしたいと思います。

その点については、今の助役あたりは長年徴収の体験をされておるわけですから、やっぱり税務課に対しても、指揮のノウハウと知恵袋を授けていただきたいと、そのように思いま

すよ。そのようにお願いをしておきますから。

○11番（岩島 好君）

私は今の関連ですけれども、ことしの予算、今までも一緒ですが、滞納繰越分の計画というんですか、滞納金の8%とか10%とかですね。滞納がこれだけあるのに、そのうちの約1割ぐらいを滞納の分は取りますよという予算の組み方でしょう。私はこれはちょっと間違っておらんかと思うんですよ。それは実際やってみて、1割取れるか、1割5分取れるか、3割取れるかわかりませんが、予算をつくるときの計画ですね。ことしは滞納、これだけあるのをこれだけ取るよという計画の中で、例えば、固定資産税等を見ますと8%だと。こういう考え方、予算の組み方に私は異議があるんですよ。計画は、50%でん取るよというぐらいのことをつくっておいて、実際、滞納の収入がこれだけ見込んでおったけど、取れませんでしたというのは、補正でも最終的にはできるんじゃないですか。その辺をどう思いますか。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

予算の組み方でございますけれども、歳出予算との兼ね合いで、全体の予算の中で歳出予算を組むときに、歳入予算を多目に、現実的にはなかなか厳しい面もあるのに歳入を多く見積もった場合、歳出予算に対して、ちょっと歳入欠陥というおそれがあるというのが全体的な考え方だと思います。これはあくまでも全体的な考えですね。

税の予算の立て方につきましては、議員御指摘のとおり、ある程度大きい目標をかけて、それに向かって前進する意気込みということは非常に理解できるところでございます。しかし、現実的な部分を押さえながら予算を計上しているというのが現状でございます。

○11番（岩島 好君）

今のあなたが言うことわかるんですよ。歳入があんまり多く見込んでおいて、歳入欠陥が出てきたら困りますと。しかし、私が言いよるとは普通の予算じゃなくて滞納分の、ほかのは、例えば、少な目に見てもということですけども、税金については率があるから少な目という予算は生まれんと思うんですよ。しかし、滞納分についてももう少し、やっぱりやるんだというのなら組んでもよかじゃなかかと言いよるとですから、歳入欠陥の問題とは少し考え方が変えていかんばいかんとじゃないのかと。それなら、ここで、議会で今あなたおっしゃるように、滞納は組織をつかって、あと対応していきますというなら、固定資産税、町民税、この滞納分は、どのくらいはことし取ろうという気持ちがあるんですか。何%、予算上生まれんなら気持ち的に言ってください。

○税務課長（桑原達彦君）

私が1年、4月から税務課長を拝命いたしまして、いろんな課題、いろんな問題点あたりを見つけて、今考えておるところが、今議員御指摘のとおり、今まで現年分ももちろんなんですけれども、過年度分についても、今、各市町村は県の方に目標徴収率というのを出して

おります。ですから、私どもも今度の18年度に徴収体制見直しを図るときに、その見直しを図る中に滞納整理計画、滞納処分の基準というのを作りながら目標を、数値を設定してやらずと、なかなか進まないんじゃないのかなという認識を持っております。

それで、今ここで18年度の目標徴収率を数字的にはじいておりません。しかし、滞納繰越分だけ申し上げますと、去年は約9%だったんですけれども、既に17年度については、2月の時点で約十四、五%になっております。ですから、努力をしているつもりでございますけれども、議員御指摘のとおり、目標数値をつくるということで今後やっていきたいと思っております。それを掲げてやっていきたいと思っております。

以上です。

○11番（岩島 好君）

今言ったように、この前も助役の方から話がありました。この滞納分については、ひとつ全体的にやっていくということですから、そのときに、今言いました税金については、このくらいは一応目標にしようやという目標を立てて、ひとつ集金に努力をしていただきたいと、こういうふうに思います。

○6番（吉田俊章君）

同じところで申しわけなからすけれども、今の答弁を聞いておって、苦しい立場にある、しかも、経済の低迷で、なかなかざっといかなるところはよくわかります。

で、わからんとですけど、私、単純に去年の予算書とことしの予算書を比べた場合のことで聞いてみますけれども、今の27ページの個人の滞納繰越分ですけれども、去年よりも調定額というのは上がっているわけですね。それで、去年の徴収率、掛けてあるのが12.何%ですね。ことしはそれを10%ぐらいに下げていると。先ほどから目標を持ってやれという姿の中で、ことしの場合、それが下がっていると。それはどういうことなのかなと、よく理解をせんでおるとすけれども、それと28ページの固定資産税のところ、ことしは固定資産税の率を上げたと思うんですよね。それにもかかわらず、ここを見れば説明できるとでしょうけれども、全体的にはことしは少し下がったと、それはどういうことなのかなということなんです。

それからもう一つ、これは税金のことじゃないですけれども、49ページ、基金ですけれども、基金の取り崩しということで、今回、10年ぐらいで使い果たすだろうという大まかなそういう姿は出ているんですけれども、18年度分というのは350,000千円ぐらい取り崩しますよという計画があったと思います。それに匹敵するぐらい、あんまり変わらんぐらいのそういう取り崩し方だと思うんですけれども、その崩し方というのが、ことしの歳出を見て、どうしてもそうしなければできなかったんだという姿なのか。それとも10年計画の中での、やっぱりこのくらいは崩していいだろうという形だったのか。そこら辺の考え方を願います。

○税務課長（桑原達彦君）

1点目の個人の滞納繰越分の徴収率が昨年は12.97ですかね。そして、今度は10.03に下がっているのはなぜかということですが、一応昨年、12.97ということで予算を立てていましたけれども、実績で個人の町民税につきましては、最終的に滞納繰越分については7.94%しか取れませんでした、16年度の結果ですね。ですけど、今度18年度につきましては、それよりちょっと上げて取ろうということで、そういう数字にしております。

2点目の固定資産税につきましては、18年度については税率は上げておりませんので、その影響はございません。

以上です。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

予算編成の折に、中期財政計画並びに行財政改革のプラン等を参考にして予算編成を行ったわけですが、実際、一般財源の不足というのは、もういかんともしがたいような状況でありまして、各課には枠配分というような形で一般財源の削減をお願いしたというところがございますけれども、例えば、その行財政改革プランの中での固定資産税の据え置きとか、そこら辺もいろいろありまして、仕方なく、もうどうしてもこの基金を取り崩さんとどうしようもないというような結果ということで、御理解いただきたいと思っております。

○6番（吉田俊章君）

42ページ、2の児童福祉費補助金のところの児童館運営費補助金ですね。2,600千円という補助金、出ていますけれども、歳出だったですか、そこでも意見ございましたけれども、瀬戸の児童館ですね。伊福もという話もあっておったですけども、今、瀬戸の児童館は休館だと、そういうことの話だったですけども、あそこの土地とか建物の権利というのはどうなっていますか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

土地、建物とも太良町の所有になっております。

○6番（吉田俊章君）

休館にして、そこら辺の補助金との関係がどうなるのか、私はわかりませんが、あそこはもう耐用年数過ぎてどうかこうかという話もあったんですが、そういうことであれば、やっぱり払い下げになった方がいいのか、どうなった方がいいのか、ようわからんですけれども、早急にそういうことについてはけりをつけた方が、逆に町の負担が少なくなるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺どうでしょうかね。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

上司に相談しながら、協議して、速やかに解決をしたいと考えております。

○14番（木下繁義君）

さきの税務課長の意見で、税の徴収についての専門的知識の職員が必要というような意見を述べられたと思いますが、確かにそういう、私もやはり差し押さえ等についても、そういった知識のある方が必要ではなかろうかというふうな考えを持っておるわけですが、これについて、町長、どういうふうな今後の取り組みとしてお考えでしょうか。

○助役（木下慶猛君）

私の方から答弁させていただきます。

先日、一般質問あたりでも答弁しましたがけれども、税だけじゃなくて、この未納については全庁的なことがあるものですから、今、18年度中に検討して、進むべき道を定めようと思っております。

その段階で出たのは、それはいろいろありましたけれども、一般質問でも税務課長が答弁しておりますけれども、例えば、補助金をもらう人あたりについては、もうストレートにやってはどうかという意見もあるものですから、そこら辺まですべて含めて考えていきたいと考えております。

そしてまた、先ほど言うように徴収の専門的ですけども、これは県の町村会で税務研修会とか、それから県の方の、今、市町村課というですかね、そこの方で専門的な研修をやっておりますので、そこら辺の研修を受けさせまして、今の町の職員で対応したいと考えております。

○14番（木下繁義君）

年々徴収率が悪くなっているというような状況でございますが、囑託の徴収吏員、この人の状況はどがんですか。現在の状況、今日までの状況。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

本年度、平成17年度の収納囑託員の実績ですけども、2月分までで集計で、過年度分については2,650,750円、現年度分については11,591,200円の実績がございます。それで、2月末現在まで、職員も徴収に努力しているわけですけども、滞納繰越分については約20%が収納囑託員が徴収をやっているというふうな実績でございます。

○15番（田崎 誓君）

ただいまの滞納の問題ですが、私がお尋ねしたいのは、18年度について、この奨励金の問題。これは今、奨励金の問題については、山崎前議員から、今、町長は裁判中でもあるし、これは非常に町民も関心が高いわけでありまして、それで18年度から滞納した地域、これは奨励金を、例えば、各地域には班があるわけですよ。それで班は、100%納めた班もあれば、道越区なんか物すごい班があるわけです。それで100%納めた班、けど、全体でそれは何%というふうになると思うんです。

そこで、平成18年度から奨励金については、話を聞くとところによると、滞納のあった地域に対してはもう出さないという話も聞いているわけですが、そのパーセントを、例えば、これだけまでは出されるけど、これ以上パーセントが高いなら出されんというような問題もあろうかと思うんですよ。なぜかという、例えば、15班あって、12班納めて3班が納めなかったと、その地区でですね。そしたら、非常に納めた班、これはやっぱり不服を言いたいわけですよ。その辺を上限といいますか、それをどういうふうに今からやっていかれるのか。その辺を議会ですので、今後の対策等、今すぐ返答はできないかもしれんけど、その考え方をやっぱり示していただきたい。それはどうでしょうか。助役がいいんじゃないですかね。

○助役（木下慶猛君）

私の方から答弁します。

今の奨励規程は、まず町民税と固定資産税につきましては、さっき言われたように、部落で10班あったら10班の方に行くようになっております。それから、ただいま言われたように、この中に10班あるうち3班が未納があったという場合、もちろん3班には固定資産税、町民税の納税組合の奨励金は行きませんが、あと7班についての国民健康保険につきましては、区の方に行くような奨励規程でございますので、そういう方法をずっと今後もとっていきたいという考えであります。

○8番（末次利男君）

今、町税のことでいろいろ質問がっておりますけれども、まず町の財政運営の基本であります町税の、いわゆる5税の中で、全般は16年度決算とすれば約2,000千円減ぐらいで上がっておりますが、個別に町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、これらがどれくらいの伸び率を示しているのか、わかるですかね。お尋ねいたします。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えいたします。

各税目ごとの伸び率まで、ちょっと済みません、はじいておりません。

○8番（末次利男君）

それじゃ、この自主財源の中で、いろいろ手数料も上げられたし、いろいろ入湯税とか、もちろんたばこ税の税率も変わったということですが、その自主財源の中で町税の占める割合というのはどのくらいなのか。

○税務課長（桑原達彦君）

18年度の本年度予算の自主財源の中で、町税が占める割合は47.5%程度であると思います。自主財源の中での町税ですね。

○16番（中溝忠喜君）

これはお尋ねですが、38ページの3の衛生費国庫補助金、この中で1の保健衛生費補助金の中の循環型社会形成推進交付金と、初めて聞くような名前が載っておるものですか、

これをちょっと見てみたところが、これは前年度の予算書の中には、家庭用合併処理浄化槽整備事業の補助金というふうに乗っておるものですから、これをなぜこういうふうに変えられるのか。私は予算書というのは、なるべく住民が一目で見て、そしてわかりやすいような活字と内容であることがあれないかと思うんですが、やはりこういうふうにしなくてはいかんのかどうなのか。大体その合併浄化槽の整備事業に対する補助金でしょう。それをわざわざこういうふうにしてあるものですから、この辺の内容ですね。

それからもう一つは、52ページの海水浴場シャワー使用料、これが前年度 300千円してあったのが10何万円というふうになっておるものですから、それくらい17年度に利用者が少なかったのかどうなのか。統計の上では、1日 1,000人も来たというような話も聞くものですから、どういうふうにしてその辺がなっているのか。

それからもう一つは、前年度に社会保険料本人負担分というのがあったわけですよ。ところが、今年度ないものですから、いっぱい嘱託職員がおるものですから、この辺の対応をどうしていかれるのか。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。

まず、38ページ、この循環型社会形成推進交付金ということでございますけれども、これは議員御指摘のとおり、合併浄化槽の国庫補助金ですね。17年度までは国庫補助金ということで来ておったわけですが、18年度から補助制度の改正がございまして、補助金じゃなくして、交付金でやるというようなことでございますので、そういう推進交付金ですか、そういう形で計上しているところでございます。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

白浜海水浴場のシャワーの利用料の件でございますけれども、今年度 174千円ということで計上しておりますけれども、17年度が初めてシャワー料を取りました。今まで、16年度までは無料でしたけれども、初めてということで、当初の予算の段階では 3,000人を予定して 300千円でしておりましたけれども、実績は 174千円だったということですね。

それと、当初の見込みより少なかったのは、サメが有明海に出たとか、そういう風評被害もありましたし、それと赤潮の発生もありましたので、利用人員が16年度は1万 7,720人で、17年度が1万 5,820人ということで人数も減っております。そういう関係上で減ったということで 174千円になりましたので、18年度の予算も17年度並みは取りたいということで、174千円ということで一応予算は計上しております。

以上です。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

臨時職員の社会保険料のお尋ねの件ですけれども、これについては雇用保険料及び社会保険の本人負担分については、会計上の処理で、給料引きはするんですけれども、雑入には入れんで、歳計外に入れて、事業所負担分と合わせて負担をするということとなっております。

○7番（恵崎良司君）

済みませんが、もう一遍だけ軽自動車税の説明の、いわゆる軽自動車の部分でお尋ねしますけれども、29ページです。ことしが3,731台ということですが、前年をちょっと見ると3,866台ということで、135台ほど減っておるとです。それで、去年のところにちょっと私がメモしておるとでは、その前の年は3,687台ですから、17年度では179台ふえておるとですけれど、今度の18年度では135台、これはちょっと見込みでしょうけれども、減らしてあるんですが、はっきりとは覚えておらんのですけれど、いつか私なりに調べたとき、多分ここ10年近くは、ずっと軽自動車は毎年台数もふえて、当然税収もふえよったと思うんですけれども、ちょっとこれで見ると、去年がピークで、実際ちょっと減っておるとのこと、そういう傾向になったということですかね、この台数からいいますと。ちょっとその辺のところをお尋ねいたします。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

軽自動車の台数につきましては、実は予算と決算の数字がありますものですから、ふえたり減ったり出てくると思います。それで、決算段階で言いますと、今、手持ちの資料が平成12年度からありますけれども、平成12年度が軽自動車分が3,341、13年度が3,402、14年度が3,480、15年度が3,562、16年度が3,643、17年度が3,724ということで、決算の中ではどんどんふえております。

○7番（恵崎良司君）

わかりました。やっぱりまだふえておるとはふえよるとですね。

これは参考までにお尋ねしますけれども、今、軽自動車は、いわゆる乗用車が8千円ですか、9千円ですか、税金は。貨物が4千円ですかね。ちょっと違うですかね。

○税務課長（桑原達彦君）

自家用車の軽自動車が7,200円です。貨物が4千円です。

○7番（恵崎良司君）

済みません、間違っておりました。それはわかりました。

それで参考までに、これは今、標準税率というのですか、標準課税というのですか、裁量的には自治体で多分1.5倍までですかね、できるようになっておるとですかね、なっておらんとですかね。それで、もしなっておったら、よその県内で幾らか高い税率を取っている自治体があるかないか、わかっておったらお尋ねいたします。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

標準税率が今の税額でございまして、制限は 1.5になっております。それで、県内の市町村で標準税率以外の税率を使っている市町村は、今現在ありません。

○9番（竹下武幸君）

町税の個人のところですけど、一番上の均等割納税義務者数が昨年より 1,000人ぐらいふえていると。それから、法改正影響義務者数ですかね、私も勉強不足でこの意味と、これは逆に減っているわけですよ。257人か、そのふえたり減ったりした動向ですか、理由がわかかったら。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

実は平成18年度につきましては、申告時期に各世帯に、18年度の税制改正でこういうふうに変わりますというチラシを全世帯に申告書と同時に配布をしておりますが、実は平成18年度について、大幅な改正の分がスタートいたします。15年度の税制改正、16年度の税制改正、17年度の税制改正において、条例改正ももう既に終わっておるわけですけれども、その分について、18年度からスタートする分が幾つかあります。

個々に申し上げますと、まず、15年度の税制改正で18年度から適用ということで、生計同一妻の均等割が、昨年は2分の1の課税でしたけれども、18年度から全額課税ということになります。これは15年度改正の分です。そして、16年度改正分について、改正が今年度、18年度にスタートする分が、老年者控除が廃止をされるということです。もう一つ、同じく16年度改正で行われたやつが、65歳以上の公的年金の控除が見直されたと。控除額が 1,400千円から 1,200千円に下がったという、それが三つ目ですね。四つ目が、定率減税が15%から 7.5%に半減されたと、それが四つ目です。そして五つ目が、所得が 1,250千円以下で65歳以上の方は非課税という扱いでございましたけれども、その非課税措置がなくなりました。これが五つ目です。

大きく分けたら、約五つの改正が18年度からスタートしたということで、その辺もろもろ、一つの項目ごとの計算をしておりますけれども、1人の納税者でこれに三つ該当する方、二つ該当する方、一つ該当する方がおられます。それで、トータル的に言いますと、ここに書いておりますように、約 7,000千円ほどの法改正の影響分で予算がふえるということでございます。

○議長（坂口久信君）

あと下の法改正影響義務者数の説明。

○税務課長（桑原達彦君）

今のに含まれるんですけども、65歳以上の非課税に伴って、そういう部分とか、今お話ししたような部分がここに積み重なって、このぐらい出るだろうと予想しております。ちょ

っと個々に説明は難しいんですけども。

○3番（浜崎敏彦君）

予算書の30ページ、入湯税なんですけど、本年度と前年度の金額だけ見れば約1,000千円ほどアップしているんですけど、ここの利用者数ですかね、これが平成17年度は2万7,645名の100円で計算してあったわけですね。今年度が2万5,000人と。17年度の実績、わかっておればお願いいたします。

それと、次の地方譲与税の所得譲与税ですか、ここが大幅に上がっているんですけど、ここは一般質問でも税務課長が説明されておられた、三位一体改革の一環としての大幅なアップになっているのかどうかですね。

それともう1点、35ページの保健体育使用料の中で、屋内プール使用料、これが去年は442千円見てあったんですけど、今年度が222千円と、これも約半分ぐらいになっているんですけど、大体屋内プールに関しては、何かいろいろな教室等をやっておられているみたいなんですけど、去年の人数実績ですか、それがわかればお願いいたします。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

まず、入湯税でございますが、17年度につきましてはまだ残っておりますので、申告の17年度についてはまだ出ておりません。一応予定では、16年度と余り変わらない数字で動いていますので、同じぐらいの金額になるのではないだろうかと予想をしております。

あと、所得譲与税ですけども、所得譲与税につきましては18年度が最後になります。19年度から税源移譲で住民税の方にはね返っていきますので、所得譲与税については18年度で最後ということで、譲与税の総額が全国で約3兆円、そのうち8,300億円が市町村の配分でございます。市町村の配分が8,300億円ということで、太良町分を人口割で計算して、計算はたくさんあるんですけども、最終的には66,271千円ということで、譲与税の全国枠の総額がほんと3倍ぐらい上がったというのが理由でございます。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

保健体育使用料の屋内プールの方の使用料がちょっと半額になっておりますけれども、これまで、17年度まではアクアビクス教室をしておりますけれども、これをプールの使用料、年間使用料として参加をしていただき、それを参加料とみなしていただいておりますけれども、今年度は一応アクアビクス教室を自主グループに変換しようかというような考えがございますして、参加料を2千円いただいてアクアビクス教室を開くということで、参加料の方に人数分を繰り入れまして、年間使用料の方を減らしておりますので、その分を減らして見積もっておりますので、今回そういうふうの使用料の方が少なくなっておるということでございます。

以上です。

○3番（浜崎敏彦君）

参加料という説明だったんですが、それは何ページにプラスになっておるとですかね。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

雑入の方の各種教室・大会参加料、53ページになりますけれども、その409千円の中にも含まれております。これは、社会教育の方の各種教室参加料も含まれておりますけれども、その中にアクアビクス教室の参加料が含まれております。

○7番（恵崎良司君）

32ページの地方交付税のところですが、ちょっとこれは参考までにお尋ねいたします。

これは、18年度予算がここに普通交付税と特別交付税が載っておりますけれども、きのうかおとといか、財政課長から中溝議員のときに何か説明がありよったとを、ちょっとメモをしようとしたとですが、17年度は全部もう確定したわけですかね。しておったら、もう一遍済みませんが、17年度の方ですが、よろしく、ちょっと教えてください。

○財政課長（大串君義君）

普通交付税の方が1,896,083千円、特別交付税166,954千円、合わせて地方交付税で2,063,037千円でございます。

○7番（恵崎良司君）

そしたら、私ちょっと勘違いかわからんばってんが、17年度の一般会計補正予算のときに、ちょっと資料は今お持ちじゃないかわからんばってんが、19ページに地方交付税2,038,083千円と。これは今、そがをやったですかね、合うととですかね。

○財政課長（大串君義君）

特別交付税の分が専決でということで入れてありますので、専決で先ほど言った数字になるということでございます。

○9番（竹下武幸君）

今、温水プールがちょっと出ておったんですけど、今の使用の中で、どのくらい参加人員がっているのか。といいますのは、太良病院の全体のリハビリに使えないかと。使用目的がそれでもいいのかは別として、整形の先生が何と言われるのかも聞いておりませんが、せっかく燃料を使って、あれだけのプールを温めるという中で、プールを歩くのはかなり健康のためにいいという中で、リハビリに使えないかと。その場合に、法的に何かあるのかどうか。例えば、要請が、病院の方が何と言いなさっても、それはわからんとですけど、せっかくだからという思いをしておりますけど、その辺の病院のリハビリにあのプールを使われるのかどうか、法的に何かあるのかどうか。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

済みません。今アクアビクス教室の参加者人数を、ちょっと今資料を持ってきておりませんので、わかりませんが、病院のリハビリにということ、法的には特別ないと考えますけれども、5時までが開館日となっておりますので、今現在は午後1時から5時までになっておりますので、その間、本人が見えられるようであれば、それはもう入っていただいて、ちゃんと水着を着て、帽子をかぶってしていただければ、別に法的な締めはないと考えていますので、使用料を払って来ていただければいいと思います。

○9番（竹下武幸君）

できれば、そのグループの方に迷惑かけない時間帯とか、その辺はできると思います。そいけん、その辺は、また事務長はどう先生と話がされるのかわかりませんが、確かに以前来ておられた先生は、温水プールを使われたらいいという意見を、もう七、八年前におった先生だと思いますけど、そういう話は私、直接聞いたことがあるんですよ。それで、もったいないなと思っておりますので、その辺も何か話をしてみてください。せっかく使えるんだったら、ぜひそういう、そして使用料をもらったらどっちもよかじゃなかですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

今の件につきましては、富士大和温泉病院にそういうプールを、病院の中にプールをつかって、水治療ということをしてされています。それが病院の収益にどのようにつながるか、ちょっと私は今わかりませんが、医療の一環となると、理学療法士の方にそういうリハビリは任せられるわけですよ。医師の指示に基づいて、リハビリテーションでこういうことをやりなさい、させなさいということになるものですから、そういうことになると、今度はリハビリの理学療法士が温水プールの方に行って指導とか、そういうことが発生する可能性があると思いますので、そこら辺はちょっと、リハビリのために自分で行かれるということも可能性としては、自分が早く治りたいために行かれるということもあるものですから、そこら辺の医療関係の費用とその体制と、自分で行かれるのと、そういうのをどう考えたらよいかは、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、これで平成18年度一般会計予算の歳入歳出それぞれの質疑を終了しましたが、歳入歳出全般と給与費明細書、168ページから地方債調書、181ページまでの総括質疑を許可します。

暫時休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後3時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

予算書の126ページ、これは企画商工課にお尋ねしますが、今やっと私調べ出したんですが、印刷製本費がここに963千円出ておるわけですね。企画商工課長、よう聞いてよ。この主要事業一覧表の10ページ、これに観光パンフレット作製というのに840千円出ておるわけですね。これを企画するとき、この本を制作するとき、こういう調べにゃでけん、わけのわからんような、印刷製本費の中に963千円出ておるわけですね。そしたら、この主要事業一覧表には観光パンフレット作製と書いてある、それで840千円と。それで、これは予算書を幾ら調べたっちゃわからんやったわけ、私は。予算書じゃなしに、この主要事業一覧表に載っておるわけがないと思って、やっとこれ、探し出したわけですが、これを書くとき、印刷製本費と書いて、この内訳を主要事業一覧表に、この右手の方の説明というところに内容を書かんと、観光パンフレット作製が963千円上げて、そして、この内訳が840千円というふうにかかるとわかりにくいんですよ、こういうことを書いても。だから、こういう製本の仕方というのは、私はおかしかと思うわけです。企画商工課長、これはどういう意味でこういうことを書いたの。ここをちょっと説明してもらいたい。

それから、下のそれも同じよ。広告料とただ書いておるけん、観光情報広告料と、こう載っておるわけよ。わかりにくかわけよ、書かんぎな。そいけん、それははっきりちょっと答弁ばしてさ。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

主要事業一覧表の連番の53と54ですけれども、観光パンフレットについては、議員御指摘のとおり、観光費の方では印刷製本費で963千円と予算を計上しておりますけれども、今回ここに載せたのは、主なものだけ載せておりますので、議員御指摘のとおり、若干数字が違うということで御指摘を受けて、そういうことも今後検討したいと思っておりますけれども、観光費の963千円の印刷製本費については、今まで白浜海水浴場のチラシをつくっておりました。それと今回、新たに観光パンフレットをつくるということで、その新規事業の分だけは計上させていただきまして、840千円だけということで載せております。

それと、観光情報広告料ということになりますけれども、これはそのまま広告料の2,400千円ですけれども、中身については、情報誌広告掲出料ということで2,373千円ですけれども、これについては「じゃらん」というガイド本と、それと「外戸本」というものの2種類に載せたいということで計上しております。

その他新聞等掲出料27千円については、新聞広告等に記事が載せるものがあれば、そういうのに予算を使いたいということで、一応主要事業的なものだけ計上しております。

以上です。

○15番（田崎 誓君）

私は反対だと言いよるわけ。これは予算書だから、反対だから、この内訳を右手の説明のところに書けば、こういうふうを書いて、それで主要事業一覧表というところに説明を書けばいいと、こう言いよるわけ。それはもうそれでいいわ。

次に、これは皆さん全部持っておると思いますが、この予算資料1のところに、大体一般会計、これが17年度が4,878,000千円、それから18年度が4,415,000千円、それでここに増減率が9.5%。そしたら、なぜこれを尋ねるか、私は行財政改革委員をしておるわけですよ。それで、答申まで上げておるわけですよ。そしたら、ここに約1割減になっておるわけですよ。それで各課長、各課がこの増減で減額をどれだけしたのか。これは財政課長ですか、これをまとめて答弁ができるなら、約1割の減額になっておるわけですよ。そしたら、各課から何%ずつ減額になったのか。財政課長がわかっておれば、まとめて言ってください。けど、わからんなら各課長が1人ずつ言ってください。わからんならわからんでいいけど。

○財政課長（大串君義君）

各課で比較はいたしておりません。

○15番（田崎 誓君）

今からこういう減額をするときは、各課ではしておらんだろうけど、パーセントが各課で、これはまとめてこういう一般会計というのは出しておるわけですよ。その減が約1割になるということは、私たち行財政改革委員会の中でいろんな協議をしてくれておるわけなんです。だから、やっぱり今から各課で何%ずつぐらい減額をしたのか、財政課長、それぐらいのことは、ある程度議会だからわかってもらいたいと。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

歳出について、その下の方に歳入と歳出の内訳がございます。款ということで、その目的ごとに予算はつくるようになっております。それで、これを見てもらえば各課というのは大体わかると思うんですけども、例えば、総務課でも消防の方も受け持っているとか、いろいろ課でまたがっておりますので、ある程度の参考にはなると思います。

以上です。

○3番（浜崎敏彦君）

予算書の122ページの工事請負費110,500千円計上されております。その中で、広域漁港整備事業が109,600千円計上されているようですが、今後の計画まで、よければお願いいた

します。

それと、140ページの19の負担金補助及び交付金のところで3,560千円計上されておるようですが、この中で県防災行政通信ネットワーク整備事業費負担金3,100千円、この内容説明をお願いいたします。

○建設課長（岩島正昭君）

予算書の122ページの15節の広域漁港整備事業109,600千円でございますけれども、これは道越の1号防波堤、これが延長にしまして、先端部ですけど、24メートルございます。これを今、鋼管打設を14本、17年度で打設して、今後、18年度で上部工の現場打ちのパラペットを打つと。この分が、道越の分が33,500千円ということですね。あと竹崎の方ですけども、防波堤の先端部の取り除きですね。この分につきまして、現況が14メートル、開口部がございまして、これを20メートルに広げて開口部の補修をやるということで、これが76,100千円。合計しまして109,600千円ということでございます。

以上でございます。

○総務課長（佐藤慎一君）

140ページの県防災行政通信ネットワーク整備事業費負担金の内容でございます。

これについては、現在の防災行政無線が平成2年度、3年度に地上系無線及び衛星系無線で整備をされて、整備後、約13年が経過をいたしております。その結果として、経年変化とか、摩耗劣化による障害の発生するおそれが出てきていると。また、国、総務省が平成19年度までに地上系無線のデジタル化を予定している状況であり、さらには自治体衛星通信機構の設備がデジタル化されて、19年度中には衛星無線設備をデジタル化する必要が生じてきております。

このような状況の中で、これまでの防災行政無線が県と市町村、消防本部用との情報伝達手段として、電話とかファクスのみだった防災情報のやりとりから、今後は電話、ファクス、データ、映像、あるいは画像の送受信が可能となった、光ケーブルと地上系無線による多重回線として整備をするということで、今回の3,100千円については、23市町村平等の負担金ということで計上いたしております。

○3番（浜崎敏彦君）

建設課長にお尋ねいたします。

今後の広域漁港整備ですけど、計画はどうなっておりますか。

○建設課長（岩島正昭君）

お答えします。

今後、あくまでこの予算が通った段階でございますけれども、今御説明しました竹崎と道越の1号防波堤は今年度で全部完了いたします。あと残工事が西側防波堤、いわゆる早泊の方から140メートル防波堤を突き出す工事と、あと港内のしゅんせつが残っております。今

の概算ですけれども、あくまで計画です。2号防波堤につきましてが620,000千円、しゅんせつにつきましては8万立米で2億円が今、残工事で残っているということでございます。

以上です。

○3番（浜崎敏彦君）

総務課長にお尋ねします。

先ほどのネットワークの件なのですが、これが整備されることによって、太良町にとってメリットというのはどういうものが考えられますか。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

今回、これを整備することによって、県と市町村間の通信については専用回線で行われることになって、機能としては、テレビ会議通信とか、あるいはIP電話の機能も兼ね備わっておりますので、お互いのIP電話については無料になるんですかね。逆に言えば、浜崎議員のお宅に電話をするときにも、普通のNTT回線よりも安いとは聞いておりますけど、そういうふうな形で、専用回線について行政間のやりとりができるということです。

○15番（田崎 誓君）

もう一回だけ、3回しか質問ができなかったのだから、歳入歳出予算書の143ページ、これをもう一回だけお尋ねするけど、大体この幼稚園運営費補助金が、17年度が989千円したのにかかわらず、事実、17年度に幼稚園に来た金が782,400円なんですよ。そこで、それなら、今の17年度の補正予算にこれだけ予算は組んでおったけど、この補正予算にこれだけ組んでおったけれども、これだけ減額しましたということは載ってないじゃない。だから、私はこれを言いよるんよ。幾らなしやったかて、それは予算額と決定額というのは違うわけだから、それはわかるわけ。だから、これを私はあくまで言いよるわけ。

そいけん、この予算書に、これだけ予算は組んでいましたが、しかし、これだけ残りましてということ、減額はこれだけしたと、そういうことを私は載せるべきだと。載せてないから我々は言いよるとよ。これはなしやったかて言いよらんと。なしやらなかったかとも言いよらんと。そのときは、その補正予算というのにこれだけ計上はしておったけれども、これだけ減額しましたということは、当然載せるべきだと思うておるから言いよるわけですよ。

それで、その辺をやっぴりはっきりしていただきたい。今から補正予算に載せていただきたい。それは今から今後、どのようにしますか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

今ここに17年度の予算を持ってきておりませんが、17年度当初は園児を30名見込んで計上しておりました。それで、補正に上げる段階におきましては、12月までで一応見込んでおりましたけれども、人数は30名以下でございました。しかし、1月から2月、3月に

園児が増員する可能性もあろうかと思ひまして、落としておりませんでした。要するに、まだ事業が確定しておりませんでしたので、補正減はしておりませんでした。

以上でございます。

○10番（田口 靖君）

予算書の 161ページ、スポーツ振興会補助金 2,000千円、これの資金の使途ですね。これに関連しまして、スポーツ・文化振興基金の取り崩しが、繰入金ということで 250何万円載っておりますが、その関係についても教えてください。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

スポーツ振興会は平成11年に設立されております。その後でございますけれども、スポーツ振興基金がございましたので、スポーツ振興基金から繰り入れるというふうなことの文言で、金額を運用していくようになっておりました。その後、スポーツ振興基金と文化基金が合体されまして、文言がスポーツ・文化振興基金になっておりましたので、スポーツ振興会の方の規約を「スポーツ振興基金」から「スポーツ・文化振興基金」というふうに文言を変更させてもらっております。そういったことで、平成18年度におきましては、2,000千円の金額をスポーツ・文化振興基金の方から財源としておもらしております。

この 2,000千円のお金につきましては、あくまでも見込みで計上してもらっております。今までの経緯を見てみました金額が、約 200数十万円ございましたけど、平成17年度におきましては、幾分金額が下がっておったようでございましたので、昨年より少し減額になっております。

以上です。

○10番（田口 靖君）

歳入の答弁がなかったね。まずそれをしてください。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

スポーツ・文化振興基金の取り崩しといたしまして、2,583千円取り崩す予定にいたしておりますけれども、そのうち 2,000千円が、先ほどのスポーツ振興会補助金の 2,000千円に充てるということと、もう一つ、文化連盟活動費補助金 583千円の方に充当したいということで計上いたしております。

○10番（田口 靖君）

文化連盟関係も 583千円、今回は計上されておりますので、ゼロじゃございませんけれども、昨日、中溝議員の方から太良町の教育振興会の話がございましたけれども、教育振興会の場合は、もともと出資金とか、それからどっちかといえば寄附金でしょうかね、そういったものでスタートしておりまして、ちゃんとした規約もあるわけでございますが、スポーツ

振興会補助金という名目になっておりますが、スポーツ振興会自体は、どっちかといえば実態のないものです。だから、ここらが、実際にはスポーツ振興会のメンバーはどうなっておりますかということになりますと、議長が入ってみたり、体協の理事長とか、あるいはもちろん教育長も入っておると思えますけれども、三役もですね、文化連盟関係が全く入っておらんという実態になっておるわけですね。

だから、予算的には583千円、今回されておりますけれども、あくまで2,000千円は見込みだということじゃなくて、本来はスポーツ振興基金にしても、文化振興基金にしても、1億円ずつ積み立てておったという当初の計画があるわけですね。そうしますと、やっぱり文化関係でも、見込みじゃなくて、ちゃんとしたものに出すということにするのが当然でございますから、スポーツについても、最初の段階で古賀選手を呼んでしたということが出発でございますけれども、やっぱり一つをすれば、柔道だけじゃなくて、あれもこれもということになって、今日ではどっちかといえば、もちろん2,000千円の金額ですから、相当スポーツ活動については大きな力になっておると、この事実はもう当然ですね。だから、ほかの市町村に比べれば、太良はよかねという大きな力になっておることはわかりますが、やっぱりもう少し詰めて、これとこれとこれと、どうしても必要だからという中から2,000千円の積み上げをするようにすべきじゃなかろうかと。

したがって、これの協議は、さっき申した委員ができておるわけでございますが、そういった委員会等に、例えば、議会の方からもちゃんと入って予算が組まれておるのかどうか、そこらの実態はどうでしょうか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

先ほど議員言われましたように、メンバーの方は、町長、助役、議長、議会代表2名で教育長、それでスポーツ団体代表で3名の方の構成となっております。

この中におきまして十分協議されまして、先ほど言われましたように、柔道、野球、バドミントン等の後援会がっております。その中におきまして、九州大会は2分の1、全国大会は3分の2の助成をしております。それで、定額というようなことで、公的な大会で、国体とか、そういったときには定額の金額で助成をしております。

これにつきましては、毎年すばらしい成績をおさめられておまして、個人の成績が非常によくなっている状況でございます。昨年の経過を申しますと、個人では41件ですね。15年は28件、14年は13件でございました。しかし、今年度は少し、ちょっとまだ実績はまとめておりませんが、今現在で50数件上がっております。そういったことで、すばらしい個人の選手が育っておるようでございます。

○10番（田口 靖君）

そしたら、この18年度の予算をつくる場合の、さっき構成メンバーというのは、開かれた

会議はいつの時点でしょうか。もしそれが開かれておるとするならば、やはりきのう中溝議員からあっておった教育振興会についても、ことしは予算はカットするならカットするで、当然教育振興会の中でそういった議論を、会を持ってすべきじゃなかったらという感じがするものですから、それもあわせてお聞きしたいということです。

それと、さっき田崎議員から質問があっておりましたが、この3年間で2万枚ということ、どういう格好で配布をされておるのかですよ。というのは、きょう私のところにあった観光看板をたらふく館に移してくれということで、そういう作業をしておりますけれども、そうすると、たらふく館の方が、あいば立つぎにゃ、資料の足らじ困るとだど。というのは、今、観光協会が一生懸命宣伝しよるものですから、バスが来るわけですたいね。バスが来るたびに資料ばくんさいと持っていかせば、もうその資料がなかと。そいけん、その看板が立つぎにゃ、今度資料まで用意せんばらんという話を関係者から聞いておったものだから、そうなりますと、やっぱり結構、3年間で2万枚ぐらいじゃ、にっちもさっちもいかんごた格好になってきはせんかと。私の方が、もうあっち持っていきんしゃいとやったんじゃなかとですけど、やっぱり宣伝するためには向こうがよかろうということで看板を移しましたけれども、向こうの気持ちとしては、看板ばかくっぎ、また資料ばつくらんばらんと。もう資料は足らん、足らんとですよという話を聞いたものだからですね。2万枚を3年間というなら、1年に7,000枚ぐらいでしょう。その配布をどういう格好でされるのかと。

それから、せっかく原版があれば、将来、また計画的に印刷するけんというようなことで、もっと単価を下げるごた努力もさるっとじゃなかるうかという感じがしたものですから、そこらも含めて答弁をお願いいたしたいと思います。

それから、スポーツ振興会のことで、どうしてこういうことを言うかといえ、やっぱり今から先というのは、インターネットも大事かでしょうし、それから広報紙も大事かと思えますけれども、本当言えば、もう今の時代ですから、それはケーブルテレビとかなんとかあるばってん、やっぱり広報の手段として、あるいは歴史記録として、ビデオカメラぐらいは役場で持ってあって、いつでもすばらしか情報を発信するという体制を本格的に取り組まばらん時期に来たとじゃなかですかと。そうしますと、そういう努力をしていけば、もう藤津ケーブルあたりも、これは黙ってちゃおられんということで、情報のキャッチに来るわけですよ。そういう意味では、太良はもう豊富な情報がございますので、前向きに取り組んでいただきたいという気持ちで、今、関連づけて教育振興会なりスポーツ振興会というのを申し上げたわけでございます。よろしくお願ひします。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

観光のパンフレットですね。今、約6,000部ほど年に出ております。それで、3年分ということで2万部ということにしておりますけれども、これについても原版がありますので、

安くするというので、内容等にはあんまり手を加えないで、お店の情報が若干変わっておりますので、そういう情報等だけ、最小限にとどめて、できるだけ安くしたいと思っております。

また、パンフレットが多く出るということは非常にうれしいことであって、ただ、現実的には、やっぱり大分早く出るものですから、私たちも在庫が底をついて、こういうふうな状況になったわけですが、できるだけそういうパンフレット等も有効に活用されるように私たちもしたいと思っておりますし、いい情報発信の方法として、先ほどもビデオカメラで撮っておくとか、いろいろ御提言がありましたので、そういうのも活用しながら、今後していきたいと思っております。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

平成17年度のスポーツ振興会の総会は5月にしております。その中において十分協議をしておりますけれども、ちょっと私がもう一点言い忘れておりました。この金額につきましては、基金対応でございましたので、前年度の収支の残高が余りましたならば、次年度の分からその分を差し引いて補助金をおもらいしますというふうなことでなっております。一応そういった状況でございます。

○10番（田口 靖君）

いや、総会は5月で言いんさったでしょう。それで、18年度の予算を2,000千円組むのについて、さっきの委員会は開いておるとやったものだから、それを開いているならば、当然、きのう中溝議員から発言のあった、やっぱりことはもうこういう状況だから、教育振興会の予算は組まれんとですよという会議も正式に持ってから、カットするならカットするという予算を組むべきじゃなかったですかと聞きよるわけです。そういう会議を持たれましたかというわけですよ。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

教育振興会の方の18年度の予算要求につきましては総会はいたしておりません。スポーツ振興会におきましても、18年度の予算要求の件につきましては総会はいたしておりません。

○10番（田口 靖君）

質問ばよう聞いておってください。18年度、2,000千円の振興会補助金となっておるけんですよ。ただ、これを見るぎ、振興会に補助金ば2,000千円くれたごた感じになっておるわけですよ。だから、何と何と何とで使うけんというのを、前年度の実績はわかっておるわけですよ、実際のね。ただし、今年度については、委員がおんされば、本当は前もって、ことは2,000千円ばかり欲しかとですけどという会を持つべきじゃなかったですかと。持ったと言いんさったものだから、じゃ、教育振興会も、総会も開けておらんとですよ。総会は開

かじよかばってんが、やっぱりメンバーの中に議会からも何人か出てあるけんですね、そういう方々と前もって打ち合わせをしてからすべきじゃなかったですかと。一方通行じゃなかかと言うたばってんが、今の話を聞きよると、どっちも開いておらんということでしょう。

（「そうでございます」と呼ぶ者あり）だから、そういう形をとれば、形にぐらいなりはせんかということを使いよるとです。まだ開いてもおらんないば、もうよかですよ、答弁要りません。

○7番（恵崎良司君）

150ページの教育振興費のところだろうと思いますので、まず最初に、例えば、中学校なんかでのクラブ活動での、個人所有じゃない場合のクラブなんかで使う道具といいますか、例えば、ブラスバンドの楽器なんかですね。その修繕とか、新しくそろえる場合は、これは需用費になるんですかね、備品購入費になるんですか。ちょっと具体的に、私は説明のところがわからんものですから、まずそれを最初にちょっと教えてください。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

先ほど言われましたブラスバンドの楽器につきましては、教育振興費の方の備品で買わせてもらっております。その分についての補修は、この教育振興費の修繕で行っております。

それから、学校全体で使う場合の備品、例えば、ロッカーとか、そういったものは学校管理費の方の備品で購入してもらっております。それから、学校校舎等の修繕につきましては、学校管理費の修繕料で活動しております。

以上です。

○7番（恵崎良司君）

そしたら、例えば、ブラスバンドなんかの楽器は需用費のところでもいいとですか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

ブラスバンドのような備品につきましては、教育振興費の備品購入費でございまして、それから修繕につきましては、教育振興費の需用費の修繕料でございます。

○7番（恵崎良司君）

ちょっと聞いたところ、今、中学校でブラスバンドが盛んに行われておりますけれども、これはそのまま言うのも芸のなかことですがけれども、たまたま校長からちょっときょう言われたんですけれども、ブラスバンドの楽器の修繕代も、大体1年で今500千円ぐらいかかるということで、大変厳しいということ、窮状を、たまたま私が高校の同級生だったものから、呼びとめられまして、卒業式に行ったときに言われたので、そのままのみにするのも私もよくないとは思いますが、相手が校長という立場で言われたものですから、ああ、そうねということで、ちょっとその辺が、予算措置をちょっと私も慌てて見たとですけども、備品のところでは、去年が3,740千円、ことしは3,040千円ですか、700千円以上

は減っておりましたので、これは新しくそろえる場合ですかね。その辺の配慮は、何か教育委員会の方には当然あっておるとですかね。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

議員お尋ねの吹奏楽部の楽器の問題につきましては、これは吹奏楽部というのは、大浦中にも多良中でも、いずれも大変な活躍をしてくれておりました、学校のみならず、町の行事等にも参加をしてくれて、大変すばらしい活動を展開してくれております。何しろ、この楽器等の備品代というのは物すごく高額ですね。相当の額がかかるので、どこの学校でも相当苦慮している状況なんです。ですから、これまでも、ほかの教科の備品を差しおいても、何とか吹奏楽部が楽器をそろえるためにということで、私どもとしても学校の要望にこたえるべく、相当努力をいたしております。ですけれども、何しろ修理代だけでも相当かかるんですね。ですから、やっぱり定期的に相当数の額を確保しなくちゃいけないという状況がありますからね。ここに計上しております、例えば、備品購入費の3,040千円、これはすべての教科の備品、すべてこれで購入するわけですね。昨年度から、学校にこれだけの額でおさめてくれるということで、そういう予算措置の仕方になりましたから、その中で学校長と事務長が相談をしながら、それでは優先的にこういうものから買っていただきたいということでやるわけですね。そういう中で、楽器もそれに含めてやろうとすると、楽器だけ優先していきますと、ほかの教科が随分と窮屈になりますから、ほかの教科の備品が必要じゃないと言うわけじゃありませんので、そこらあたりがなかなか難しいところなんです、実際言ってですね。

ですから、生徒諸君も大変よく活動してくれておりますので、何とかこれにこたえていかなくちゃいけないなということを、私どももかねがね考えておりますから、いい知恵があったら、また議員様方のお知恵も拝借せんばいかんとは思っておりますけれども、現在のところは、なかなかいい知恵ができてこないというのが実情でありまして、校長先生からも再三にわたって要望も聞いておりますから、何とかそれにこたえるべく、私どもも今知恵を盛んに絞っているというところですので、今後なお、また一層、議員さん方におかれましても、お知恵をかしてください。そして、何とか生徒諸君の活動にこたえていくような形をとりたいなと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○7番（恵崎良司君）

実情はわかりました。全体予算がこういう厳しい中ですので、そういうのも学校の関係にも当然——当然と言ってよいかどうかかわらんですけれども、波及しておったと思います。

そこで、きのう、中溝議員からじっくりと質問があつておりましたけれども、教育振興基金というんですか、これは太良高校が創立されるときに、もともとはつくられた基金というようなことを聞いておりますけれども、今は中高連携ということにもなっておりますし、

そういうブラスバンドだけではないでしょうけれども、ただ、私が思ったのは、ここ数年、歌声の響く学校づくりというんですか、そういうのに取り組まれて、当然ブラスバンドなんかも、音楽教育が本当に多良中学校は盛んで、またその成果がいろんな、ことしの進学状況を見ても本当によい成果が出ているんじゃないかと私も、これは皆さん一緒だと思いますけれども、そういう意味で、そういうことをちょっと校長からも訴えられたものですから、これは何とかやっぱりしてやりたいなど。これは皆さん一緒だと思いますけれども、そういう意味で、この振興基金なんかを、町の予算では、そうねということで、すぐふやすわけにもいかんところもあるかもわかりませんので、こういうものが使えたらなど、今ちょっと、きのう、中溝議員の話を聞いて思ったんですけれども、その辺、助役か収入役か町長、どのような考えでしょうか。

○教育長（陣内碩泰君）

まず、私の方から先に答えさせていただきたいと思いますが、教育振興会費につきましては、役員会もごさいますので、私たちがとやかく言うことできません。まだ議員の皆様方ともじっくり話すという、きのうの町長の答弁もあっておりますので、これから協議を進めていかなくちゃいけませんので、ここで軽々に申し上げることはできません。一つの方法ではあるかと思っていますけれども、それを私の口からここで申し上げることはできませんので、今後、そういうことも含めて、いい知恵を出せるように考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○7番（恵崎良司君）

答弁の、今、結論が出んぎ、それはよかわけですたい。だから、教育長は言えんでしょうから、町としてはどうかなどということ、そちらに質問をお向けしたところです。なかったら、なかでよかとですよ。

○町長（百武 豊君）

よく内容を聞き漏らしておりますけれども、要するに、音楽の楽器等の費用についても拠出はできないかというようなことですかね。もう一回どうぞ、済みません。

○7番（恵崎良司君）

一般の予算からはなかなか厳しいというのも、私もわかっておるつもりですので、それでも、そういう今の中学校の学校づくりの基本になっているような活動で不自由をされているというのを、きょうちょっとお聞きしましたので、それだったら、何かそういう基金があるというのもお聞きしましたので、今、軽々には当然、ああ、そうかということはいかんでしょけれども、そういう方面からの資金も使えないのかなと、ちょっと思ったものですから、お聞きしておるわけです。

○町長（百武 豊君）

教育振興基金については、創立当初は太良高校オンリーでした。西村町長は、太良高校に

入る人にだけは資金を貸し付けろという時代もありましたけれども、太良高校における人を大事にしたいということでしたけれども、その後、流れも変わりました、振興会の基金は高校オンリーではいけないのではないかという意見も出まして、小学校、中学校にもそれからもちろん出しております。

昨年でしたか、中学校の音楽部が非常にここの広場で頑張っておって、すごいなど。あいさつもよくするし、すごいなと思ったその後ですか、学校から要請があって、一生懸命やっているけど、足りないというようなことがあったから、振興会の基金から事実それは出しました。そして、そういう、この間の中学校の卒業式に来られたかはわかりませんが、いらっしゃったと思うけれども、私が感じたことは、音楽による情操教育がこれほどいいのかなと感じまして、もう何人かの人に言いましたけれども、音楽による情操教育、これがまさに、ひしひしと肌で感じたと思っていますから、そういったものについては、やはり遠慮なく使うべきは使うと。高校オンリーではないと思っていますけど、残念ながら、ことしは財政の都合上、ゼロ査定になりましたので、これは役員等にも振興会に図って足りざるところは相談をしたいと。その結果を、また議会にも相談して了解を得たいと、きのう申し上げたとおりです。

○11番（岩島 好君）

今、教育振興会の話がありますが、私も振興会の補助金を何で今年度はゼロにしたのかなというのが、もう不思議でならんじゃったわけですけども、振興会の決算のやり方について質問をしたいと思いますが、教育振興会は、例えば、3,000千円なら3,000千円、補助金でぽっとやると、振興会の事務局がそれを持っておいて、出した分と、それから繰越金というのがあってしよるんじゃないかと。私はスポーツ振興会の方の役員をしておりますが、スポーツ振興会も一つは、こうやりよって繰越金があった場合に、ことしは少し余るごたっけん、補助金は少のうしてよかばんたという打ち合わせをしながらやってくるのが、私はこういう役員会だと思うんですよ。今、町長おっしゃるように、振興会のとをゼロにしていたできましたという話ですが、教育振興会の役員会を開いて、そういうふう決定されたのかどうなのかを教えてください、まず。

○町長（百武 豊君）

教育振興会に出す基金については、まず案を練って、案でこの予算に出して、皆さん方に、議会にお諮りをして、そして振興会に拠出をしておりました。そして、例えば、残ったお金は基金に毎年積み立てていくと。その積み立てのトータルが、今40,000千円近くになっているのは事実ですから、スポーツ振興基金のとはちょっと違うと思いますけれども、スポーツ振興基金等は、金が余ったら翌年の予算を減らす。しかし、これは毎年5,000千円近く、毎年毎年ずっと出してもらいよったと。ところが、これをことしも出したいと思っておったけれども、財政の方でどうしてもお金が足りない。もう捻出をしてくださいということから、

やむなく振興会の方もやり玉に上がっておったから、やむを得んだらうと。それじゃ、相談をして、きのう申し上げたように、全国大会に行く予想は今のところない。もしもそういう事態が起きたなら、町民挙げて、基金を出してでもやるときはあるかもわからんと。だからといって、高校も中学校も小学校にも基金がないから、何も応援しないということはできないから、きのう申し上げたように、役員会等にもお諮りをしてそのようにさせていただきたい。そして、その結果が出れば、議会とも相談して、そっちの方から出すようにしたい。そうすることが教育の原点にこれはいいと、こんなふうに思っております。

○16番（中溝忠喜君）

いや、今、教育振興会の問題について、それぞれ議員の発言もあっておりますが、これは一回決算をすれば、もう既に町から離れるわけですよ、原則として。これはもう、今回、予算を計上していないわけですから、もう既に町の権限でどうこうじゃないわけですよ、原則的にですね。しかし、今まで振興会予算ということで、行政の配慮でもってやっておったわけですから、そのことに対して、議会では議決してずっとしたわけですね。それで、やっぱり公的な、振興会と太良町が一つの糸で結ばれてきたわけです。これがことしでもって切れたものですから、それで振興会そのものの私有財産に、法人があれば法人財産にもうなっておるわけですよ。

本来から言えば、予算が余れば返上するのが原則なんです。しかし、それを議会と執行部が車の両輪として、理解と協力の上に基金40,000千円もつくってきたわけですよ。これはいろいろ言えば、もうどっちかというぎっと、原則からはみ出た、それぞれの手続をしてきておるわけですか。それで、これが予算措置をされればどうこうということはなかわけですが、予算措置をされなかったというのは、現在の非常に厳しい財政状況を加味して、執行部としても、そこまでもうやるわけにはいかんじゃないかと。町民の負担もしていることだから、これは一応棚上げをしようという、そういうような客観情勢を私も認識しておるものですから、なぜしないのかということは言われんわけです。執行部としても一生懸命努力をしておるわけですから。それで私は、それがそのまま放置されれば、正体がわからん、一つの幻の基金になってしまうものですから、このことをきちっと今の役員、議員、執行部が記憶の定かなときにやはりやって、そして、これが教育的に有効に使われるような話し合いをして、その協議を経て、どういうふうにするというような再出発をした方がいいんじゃないかというような判断に立ったものですから、提案としてやっておるわけです。

それで、もう既に、議会からも、執行部からも、これはもう離れているわけですから、それで今のところ、だれの権限もないような状況に宙ぶらりんしておることを、いろいろ問題になるようなことがあってはいけないというような、そういう判断に立ったものですから、これはもう全部で協議をして、そしてよりよい教育予算として、十分なこれに対するところの取り決めをして、再出発をしていくことが適正な判断じゃないかというような認識に

立ったものですから、提案したわけなんです。

そういうようなくだりでございますので、本来から言えば、もう全部、町に返さんばいかん財産ですよ。しかし、それを議会と執行部がお互いに協力し合って立ち上げてきたものですから、それで高校にもやるようなことにされたわけですたい。それで、私はこれをするとなれば、やっぱり今の団体が、町に一つの条件付きの寄附行為をして立ち上げていけば、またできる選択肢もありはせんかというような、そういうような考えもあるものですから、有効に使うため、そしてまた合法的な方向で、きちっと制度のルールを敷くことが一番大事なことはなかろうかというような判断に立っておるものですから、それで十分議会と執行部が協議をし合って、これは再出発ができるようにすることが善策じゃなかろうかというふうに思っております。

○町長（百武 豊君）

今、中溝議員のおっしゃったことも、道理そのものだと思います。教育振興基金は、もう冒頭申し上げましたように、太良高校のためにということが出発点でありましたので、ことは財源ができなかったから、これはもう我慢をしてもらおうと。ただし、振興会の方の予算も、皆さんと相談しながら善処したいという思いはあります。

ただし、これでぶつりと太良高校から振興について切ってはいけないから、できれば来年は再度また議会に予算として提案したいという思いもないではありません。それから、昨年も振興会については予算が少なかったのを、竹下議員かどなたかが提案で、それではいかんじゃないかということで、3,900千円に枠上げをしたのも覚えております。今は岩島議員の方から、その予算が振興会にないのはおかしいじゃないかと言われたところが、これもありがたいと思っていますので、やっぱりそういう御心があるとすれば、ことはできなくても、来年はまた立ち上げることも相談したいなと、こんな気持ちでおるのは事実であります。

○16番（中溝忠喜君）

これは質問です。いいですか。

181ページの起債の現在高等を見ますと、起債の現在高が当該年度で4,720,670千円になっております。ところが、前年度は4,872,810千円というようなことで、ずっとこれがふえてきておったわけです。ところが、18年度の当初の現在高として、初めてこれが下回ったものですから、その内容を見ますと、当該年度の起債見込みが326,000千円。そして元金の償還、これが478,140千円というふうなことで、もうここに152,000千円という上回った償還ができておるものですから、非常に前向きな財政運営の努力がされたと、18年度はですね。もう非常に評価したいわけなんです。

そこで質問したいのが、臨時財政対策債、中ほどにあります。これが今年度が14,211千円払い込みになっております。ところが、見ますと、前年度が4,535千円払い込みに

なって、前年度から初めて臨時財政対策債の償還というものが始まったものですから、この償還の流れがどうなっていくのか。その辺を、ここ19年、20年、21年にわたって説明をしていただきたいと。

それからもう一つは、166ページに公債費の内容がありますが、この計が559,161千円というふうになっておるものですから、これも19年、20年、21年がどういうふうになっていくのか。恐らく現状の起債高で行くとすれば、これもずっと減ってくるんじゃないだろうかというふうに思うものですから、その状況がどういうふうになっていくのか、それが1点ですね。

それからもう一つは、その答弁をお尋ねしてから次に移ります。

○財政課長（大串君義君）

181ページと、先ほどの166ページでございますけれども、それぞれの19年度、20年度、21年度という資料については、ちょっと作成しておりません。

○16番（中溝忠喜君）

そしたら、もう一点が58ページの総務費の一般管理費、この報酬関係なんですけど、これについて若干お尋ねをしたいと思います。

今回、国の国民保護法というものが制定をされて、その関連に伴って、今回、太良町としても太良町国民保護協議会条例というものができました。そのことによって、協議会の委員の定数が20名以内というようなことで、条例の項目が加わったわけですから、それに従って、今度は委員の報酬日額が4千円というような費用弁償に関する条例が制定をされたわけなんです。ところが、一般管理費の中に報酬、この58ページですが、全然載っていないものだから、どういうふうにこの辺はなるのかと。私は大体、今回、これだけ危機管理に対すところの条例を制定したわけですから、それに対する関係予算が出てくるわけですから、当然、当初予算の編成として、それに対するつかみの予算措置はすべきだというふうに思うものですから、この辺が計上されていないものですから。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

議員御指摘の国民保護協議会に絡む委員報酬、これについては139ページ、防災費の中でですね。（「防災費」と呼ぶ者あり）はい。条例では20人以内ということになっておりますけれども、結局、報酬を払うのは民間の委員ということで、町内の団体、あるいは消防団長というのを想定しておりますので、とりあえず、これで確定とは申しませんが、協議会の振興状況では、回数が重ねられれば、補正でまたお願いすべきところは出てくるかと思っておりますけれども、当初56千円で組ませていただいております。

○9番（竹下武幸君）

一つ、ケーブルテレビについてお尋ねします。

この議会にも一般質問なりに今来てもらいよるわけですけど、これは町から要請して来て

もらいよるのか。それから、各卒業式なり運動会なりあるわけですよ。その場合の、結局要請して来るのか、向こうから来るのか。その辺の、何と申しますか、計画して、向こうとの、会社との、ケーブルテレビとのコミュニティーがっているのかどうかですね。そいけん、要請して、何でも要請するわけにはいかんですけど、向こうが知った分で勝手に来るとですというふうなのか、例えば、議会の場合は役場から、卒業式の場合は教育委員会からするのは別としても、その辺の各種行事に対しての取り組み、接点があるのかどうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

ケーブルテレビの放送については、取材ですね。町の行事予定表は、もうケーブルテレビの方にやっておりますので、その中からうちがお願いする分と、あとは各種団体から放送をお願いしたいということで、自主的にお願いされるというところはあるかと思えます。

うちが撮ってほしいというときには、お願いをして、この前みたいに、JRなんかについてはすぐしてほしいからということでお願いをして、翌日には放送するとか、議会等もこういうふうにしてできるだけ早くしてもらいたいと、そういう分については町の方からお願いをして、あとは各種団体等からお願いされるのはお願いして、自主的に向こうの方から取材に見えているかとは思っております。

○9番（竹下武幸君）

今度の一般質問はすぐありよって、びっくりするぐらい早くあったわけですけど、そしたら、各種団体がする場合は、役場を通じてじゃなくて、真っすぐするということで、例えば、今度の卒業式あたりはどこでも一緒にあるわけですよ。なぜかという、中学校の卒業式のときに、校長先生がケーブルテレビは来らんけんで、直接個人に頼んどんさるわけですよ。その辺が、結局、町が撮ってもらいたいというようなことで要請をした場合に、だめなら会社が頼むべきじゃないかと。その辺のいきさつがはっきりわからんわけですから、会社が独自で来るだけに限ってといたら、やっぱりもう来んとわかったら、その担当者がだれか頼まんばいかんとですけど、町として、これとこれはぜひ頼みたいという場合に、その会社がスタッフの関係でできなかった場合は、やっぱり会社の人頼むという、その辺の、町はどこまでかわりが制作上言えるのかどうか。もう会社任せなのかですね。要請はしても、来んときは来んで終わりなのか。そいけん、すみ分けば、行事に対して、これとこれはぜひというのがあった場合にも、来れんときはどうなるのか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今回の3月の番組表を見れば、学校の卒業式が大浦中学校と多良小学校だけということで、私もそういうふうに聞きました。それで、ケーブルテレビ等にも聞きましたけれども、やっぱりスタッフ等、それと機材等で、どうしても取材ができないということで、できるだけ

向こうもそういう機材等をそろえて、向こうも会社ですので、利用者のために便宜を図ろうということではありますけれども、どうしてもやっぱりそういうのが同じ日にあると撮れないと。スタッフの問題があって、向こうが判断されて、結果的には1校ずつというふうになったかと思えますけれども、できるだけうちも、こういうふうなことがありますので、できるだけ取材には来てくださいということをお願いはしております。

○9番（竹下武幸君）

そしたら、例えば、中学の卒業式両方、小学校もあるというようなことで、片方だけというのは、やっぱり町としても余りおもしろくなかと思うとですよね。両方、その場合はやっぱり来れないという情報が入ったら、町で同じになるような仕方をしてもらいたいと。特に、こういう小学校とか卒業式あたりはですね。

それとか、保育園はもちろんいろいろ町とは違いますけど、これは番組の組み方でしょうけど、カットをする場合、昨年の場合と思えますけど、お遊戯会か何か、卒園生のところはカットしてあったというようなことで、その辺は何か、会社の制作上のつながりの場合に、長くしなくてもいいですから、どこのあれも配慮せんぎにゃ、卒園者の保護者の見よったら、もうあとはカットしてあったと。こういうことでは、やっぱりその辺は何か指導といいますか、要望はしておいてください。

○11番（岩島 好君）

今、ケーブルテレビの話が出ましたけれども、今、私たちの議会の放送をやっていますね。ところが、どうも聞こえの悪かたですよ。だから、今、カメラで直接、私がこう言うたとを、このスピーカーを通して、そしてそれが入るわけでしょう。だから、雑音が入ってみたりなしたりするわけですね。いつかは、この紙の音がざあざあざあざあと入ったり、あれは何か向こうのカメラと直接これができないのかどうなのかですね。そうするために、金がどのくらい要るのかですね。

やっぱりせっかくあれだけ放送が、ここで決まって一般質問の町長の答弁もありよるですけど、言葉がはっきりせん場合が非常に多うして、聞きづらいと。そいけん、何がなんじゃい、いっちょんわけわからんとかいう話が出よります。というのは、うちんとだけじゃないと思うんですよ。お遊戯会にしても同じ。お遊戯会なんかは、踊るとはそれでよかですけど、言葉が出てくるのは、結局スピーカーを通して我がとこの機械のマイクに入るものだから、雑音まで入ってくるということですから、その辺の検討ができないかなと。それは、あなたに言うたってしょうがないから、いっちょケーブルテレビと交渉をしてみてください。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

竹下議員の質問でも、前回もそういう質問が出ましたので、私もケーブルテレビの方に言っております。お願いする方から言えば、プログラムを渡して、こういうところは撮って

ほしいというのを、やっぱり主催者とケーブルテレビの会社が事前に打ち合わせをしてもらってやってもらいたいなど。私の方からも、またそういうことについては、もう一回お願いをしたいと思っています。

それと、先ほどの岩島議員の放送の関係については、やっぱり技術的なことがありますので、そこら辺はお尋ねしてみたいと思います。（発言する者あり）

○議長（坂口久信君）

今の関連ですか。（「関連」と呼ぶ者あり）関連については、もう打ち切ります。

○10番（田口 靖君）

児童館のことで、きのう聞きましたけれども、実は10数年、都会で生活して、都会で結婚して、それで子供も2人かできた人が、今の情勢ですから、山あり川あり海あり、子育てにはふるさとが一番よかろうとって帰ってきたというわけですね。ところが、忙しい合間に、仕事の合間に、子供をどこじゃい遊び場に連れていきかということでも聞いたところが、太良嶽神社の前に滑り台とかなんとかあるですよと聞いて行ったというわけですよ。ところが、あれだけの施設がしてあるばってんが、もう滑り台が石が壊れたりなんかして、それから下の滑り落ちたところの砂についてはかっちゃんかっちゃん、草の生えてですね。そいぎ、これはちょっと危のうして、どぎゃんもされんということでした。それで、あと森林公園とかどことか行ったけんばってん、あそこはよかったけんばってんが、やっぱり都会で生活した人間がひょっこり帰ってきて、だれも今度は遊ぶ友達もおらんやったと。私よりも、都会育ちの家内が深刻に受け取るですよという話を聞いたわけですよ。

したがって、あそこの油津の児童館も、もう定員がずっと減ってしまって、運営等も大変だという話を聞いておりましたけれども、やっぱりあそこのアカシア幼稚園ですか、子供たちの遊び場として現にあるわけですから、最低限、補修等は本当はしてやるべきじゃないかという感じがいたしました。

私もかねがね、何年か前、ひまわり会で町長たちも一緒にかたっていたいただいて、あそこは色を塗りかえたり何かしたですけども、もう今、滑り台のところの下のコンクリがあっちょこちひび割れして、実際行ってみれば、ちょっと危なかりうねという感じがしておるものですから、端的に児童館のあそこの人たちが遊ぶ場としては、確かにある人がおっしゃるように危険だなという感じがいたしておりますので、一遍現地を見て、大した金もかからんと思いますから、危険がない程度にはしていただくのがようはなかりうかという感じがいたしておりました。

きのう、瀬戸んとは聞くとき、一遍に聞けばよかったんですけども、そういうことも考えますと、やっぱり児童館等についても、耐用年数は済んでおるでしょうけれども、処分すべきなのか、ちょこっと補修して、年寄りと子供の遊び場というか、触れ合いの場なんかに利用されるものはするとするのか、そこらは今後検討するじゃなくて、議会中でも早速取り

かかるという姿勢でやってほしいという希望を申し上げますけれども、担当課長、どうでしょうか。どちらですかね、あそこは。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

まず、1点目の滑り台のおりていったところの砂場の砂の件ですが、すぐ現地に行って、確認して、対応したいと考えております。

それから、児童館ですが、実際の利用状況が休館になっている児童館の場合ですが、実態として、老人の方は結構いらっしゃると思いますが、児童の数が少ないです。実際の実態として、利用の人数がそんなには多くないのではないかという気がいたしておりますので、廃止か、一部手直しをして、そういう集いの場所にするのかというのは、きのうもお答えしましたように、上司の方に相談をして取り組みたいと考えております。

○10番（田口 靖君）

実際に現地に足を運んで、部落に行けば、例えば瀬戸やったら区長もおんされば、PTA会長もおんさるわけです。それは、あそこんたいは、瀬戸だけじゃなくても、せっかく施設があるとですから、瀬戸の区長さんたちを通じて、どぎゃんしたらよかでしょう。という働きかけは、やっぱり担当課長としては、むしろ積極的にそういうことをして、それで実際、もうこれは早ううっこわしたがましなら、うっこわしたがましんごとすればよかことですから、しかし、活用されるとするならば、やっぱり何らかの形で活用して、それはもう現地に足を運んで、その集落に入って、その人たちの意見、助役も瀬戸出身やけんね。そういう話をして、そして多かろうが少なかろうが関係なかです。活用のしようによっては人が寄ってくるわけですからね。そういう動きを、まずしてほしいということですよ。上司と相談することも大事かろうばってんが、現地に足を運んでくださいよ。お願いします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

周辺の地区の区長さんたちと、区長さんの方に意見、すぐ相談をしながら進めたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

それでは、審議も十分尽くされましたので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第43号 平成18年度太良町一般会計予算について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 4 時19分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 吉 田 俊 章

署名議員 恵 崎 良 司